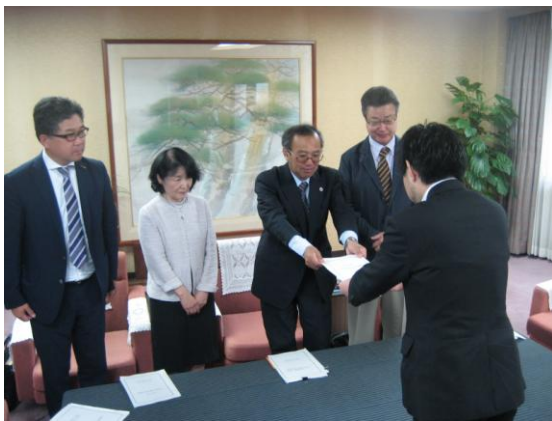


平成26年度 第1回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	平成26年5月26日（月） 午前9時00分～9時30分
開催場所	特別会議室、市長応接室
出席者	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 聰子（司法・行政書士） 委員 坂本 昇（税理士） （意見書提出時） 山中 市長 小牧 副市長 中出 総務部長
事務局	佐藤 契約監理担当参事 廣田 公共工事適正化担当監 刀根 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	● 「平成25年度入札制度及び運用に関する意見書」について ● 市長への意見具申 ● 今年度の開催予定について ● 次回開催日及び抽出委員の選定について

委 員	松 阪 市
●「平成２５年度入札制度及び運用に関する意見書」について （場所：特別会議室）	
・「平成２５年度入札制度及び運用に関する意見書」の内容について、委員において最終確認を行う。 ・当委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成１９年に設置され、入札や契約状況などの監視事項の取りまとめとして意見書による提言を行っている。平成２５年	

度の国内の経済情勢は景気回復がうかがえる状況となる中、技術者不足や資材高騰などが原因と考えられる公共工事の入札不調が新聞報道等で見受けられた。今後引き続き、震災復興事業やその他大規模建設需要が見込まれる中、松阪市においても情勢を見据えた適正な入札、契約行為が期待され、公正な競争に基づく契約、入札・契約制度向上に繋がるよう今後も審議し、監視を継続していきたい。	
●市長への意見具申	
・「平成２５年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき、平成２５年度入札の注視すべき案件から「最低制限価格の設定」、「技術者配置の緩和」、「低入札調査基準価格制度」、「希望価格方式案件の品質確保」について、入札不調案件から「不調原因の分析と解消に向けた提案」について、平成２５年度入札制度改正から「改正成果と継続課題」について、公募型プロポーザル及びコンペ方式案件から「選定手法の有効性と履行確保」について、随意契約案件から「将来コストの把握、知的財産権の所属、可能な分離発注」などについて具申。	(場所：市長応接室) ＜市長＞ ・楠井委員長はじめ委員の皆様方には、日頃から様々な現状評価と厳しいチェックをいただき、このような意見書をいただくことに対しまして、まずはお礼申し上げます。意見書をいただく中、私たちも緊張感を持ちながら、様々な協議の場、日常の業務におきましても、しっかりと意識して進めさせていただいているところでございます。また特に、このような意見をいただいた事項につきましては、少しずつでもこの機会には良いご報告ができるようにと取り組んでいるところでございます。 ・ご意見にもございましたように、これから松阪市においても様々な事業が出てくる中で、可能な限り公平公正であること、入札不調などの波にも巻き込まれないことも必要ですが、何においても経費を増やせば契約は進むかもわかりませんが、例えば入札不調が悪いということだけでなく、やはり公平公正で、税金を可能な限り使わなくても良いあり方、説明責任の果たせるあり方について考えていかなくتهはならないと思っております。 ・意見書では評価をいただいた、公募型プロポーザル、コンペ方式につきましては、今後継続して様々な案件に対し検討する方式で





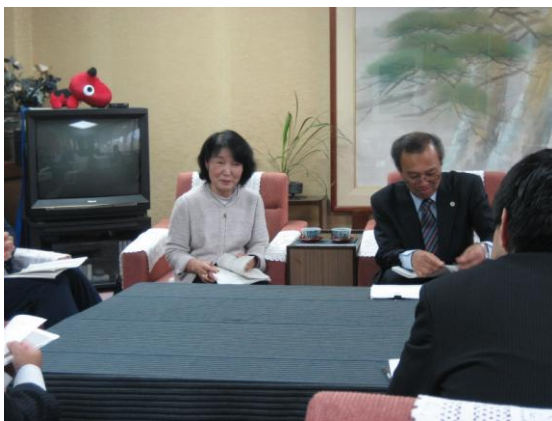
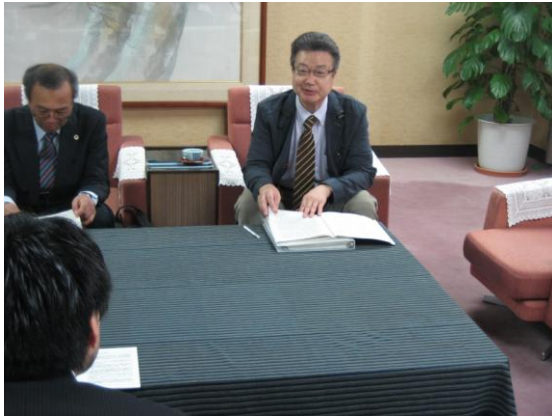
ございますが、今までの経過の中では、完全な公開の場で審査することは、コンペ方式などにおいては適質でないとする話もいただくこともありまして、公平・中立性がかえって害されるのではないかと、いうものでございました。しかし、可能な限り市民公開の審査とすることで、様々な影響を受けることのない審査ができ、また、プロポーザル、コンペ方式によって、我々の発想では考えられない提案をいただいた部分もございますので、効果が期待できる案件については、今後もプロポーザル、コンペという手法や市民公開形式についても検討していきたいと考えております。

・次に、随意契約の件につきましては、「やむを得ない、理解できるもの」と評価をいただいたところですが、ご意見にもありましたように、既存部分との関連性で随意契約が有利となる部分と、新たな事業者で管理ができ、競争性を期待できるような部分については、精査を行い分離するなどして、できる限り有利な契約を追求していきたいと考えております。また、当初契約時においては、後に必要となる関連契約において、有利でない随意契約が必要とならないよう、事前の検討を進めたいと考えています。

随意契約の有効性の判断につきましては、難しい部分もありますが、可能な限り手間暇がかかっても、中立性・公平性が確保でき、有利な契約のあり方を少しでも取り組んでいきたいと協議しているところでございます。

・次に、入札制度のあり方という部分でございますが、様々な検討を慎重に重ね、少しずつですが進めているところです。

平成25年度の改正試行においては、予定価格の変動幅を1%に狭めることにより、下回り無効となるケース、高値落札となるケースの抑制について、一定の効果がありました



が、本質的な解決には至っていないと考えています。様々な入札制度がある中において、これが正しい、というものはなかなか無いものと思っております。最低制限価格の設定についても、他市で見られる平均型など、それを採用されたところでは、応札額が明らかに低くなる過当競争が進む状況が見受けられ、また、他にも平均型と最低制限を組み合わせた方式などを採用されているところもありますが、どれも一長一短があるようです。

様々な方式を検討し、今後試行的に採用することも協議しておりますが、やはりそれぞれ一長一短があることから、現在のところ大幅な改正に及ばず、現制度からの改善としております。

- ・次に松阪市では、従来から希望価格方式を採用しておりますが、意見書に記載の工事では、競争性が発揮された良い結果となっております。安価な契約締結はその後の契約履行上において様々な課題が発生することが懸念される面もあり、過去の案件では議会での説明や、事業者に対し厳しく指摘したこともございました。やはり、ただ安くなれば良いというものでもなく、その後の契約履行、品質確保が希望価格方式では特に留意する必要がありますのでしっかりと状況把握しながら進めてまいりたいと考えております。

- ・技術者等の配置緩和につきましては、今年度から現場代理人について、一定条件の下、一千万円以下の工事は2件の代理人を兼務できる措置を進めておりまして、今後は専任技術者の配置について検討を進めたいと考えております。しかし、これもやはり、緩和と合わせて、これに対する厳しいチェックのあり方などが必要と思っております。

- ・また、工事発注の平準化につきましても、ご意見の通り、予算制度上4月から予算執行が可能となりますので、年度当初にまず設計

・一点だけ重ねて申し上げたいところで、先程市長からもお話いただいた入札制度の改正についてですが、従来2%の変動幅を1%に改正されたことについては、本当にご努力がうかがえるところで、このご努力を引き続き継続いただきたいということ、またこれに関連して、低入札調査の制度検討をいただければと考えております。高値落札の抑制や、市長も言われた、市民の税金を使う観点からも、低価格で応札する業者にできれば受けていただきたい思いもありますので、低入札調査の制度検討をお願いしたいと思います。

・意見させていただくことについては、意見書と先程の説明の通りですが、近年、報道などを見ましても全国的に入札不調が増えてきているようで、それぞれ対策がなされています。今回の意見書では発注時期の平準化や15か月予算など過去の監視委員会でも議論に上がった項目もありますが、松阪市における不調原因やその対策については意見書に記載させていただいたとおりです。具体的に現場で対応いただく方々は大変だと思いますが、意見書の提案内容だけでなく、様々な検討を踏まえて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

・どの様な入札制度が正しいか、この判断が難しいということは、市長が言われた通りだと思います。過去様々な意見を監視委員会から出していますが、その内容はその時の経済情勢や社会構造の変化を反映するところがあるのかなと思います。今回におきましても、意見書にございます項目の提案についてご検討していただければと思います。建設業界は長い間、低迷の時代が続いておりました。近年状況が良くなってきたといえども、

を行ってから、その後工事施工という流れとなり、工事発注が後半となることが多いことは致し方ない部分もございます。しかしながら、必要な案件については債務負担行為により複数年の工期設定し、適正工期を確保することで、結果として業者の閑散期を活用する工事施工となりますので、必要性を判断しながら進めたいと考えております。さらに、国の経済対策関連事業などにより、年度末の発注が、この4、5年多いように思いますので、今後それらの活用も含め、早期工事発注のあり方についても検討を進めたいと思ひます。

・そしてまた、いろいろご指摘いただいた事項につきましては、真摯にお受けし、公平公正で中立で、市民の税金を使うことに対しての説明責任を果たしながら、どの入札制度が望ましいかについて、過去からの様々な経過も含めた中で、しっかりと、また慎重でありながら適切に検討を続けてまいりたいと考えております。



<市長>

建設業界の方々との意見交換会の場がございますが、ご要望の部分においては最低制限価格を85%から90%に上げて欲しいという話がいつもありますが、競争性の観点から、それは受け入れできないと言わせてい

過去の脆弱化からいまだ耐力がございせん。市においても建設業界を活かすという形で進めていただければと思います。



ただいております。また合わせて、二律背反的なことになるのですが、現行のくじ制度というのは努力が反映されないという意見もいただいております、しっかり価格面でも努力いただける企業さんが、しっかり取れるような制度にしたいとも思います。しかし、価格努力をいただくことと、最低制限価格を緩めて90%に上げることは、逆のことでありまして、だからといって、平均型を採用するとしっかりと応札額が下がっていつてしまうことにもなります。おそらく、建設業界におかれても、どの方法が良いのか難しい部分もあるのではないかと思います。制度設計を進めすぎると、逆に建設業界の負担につながったり、談合などの懸念にもなりますので、悩ましい部分もございします。

また、適正単価という面については、私共もしっかりと検討していく必要があると考えていますが、単純に最低制限を上げることは考えていませんので、それは厳しくも言わせていただきながら、競争性の中でしっかりと積算をもって、適切な価格で落札いただけるような制度設計ができることを目指し進めてまいりたいと考えております。

●今年度の開催予定について

(場所：特別会議室)

- ・定例会議は、原則として7月（抽出対象：4月～6月）、10月（同：7月から9月）、1月（同：10月から12月）及び3月（同：年度全般）に開催するものとする。

●次回開催日程及び抽出委員について

- ・次回開催日を平成26年7月28日（月）とする。
- ・抽出委員は村田委員とする。